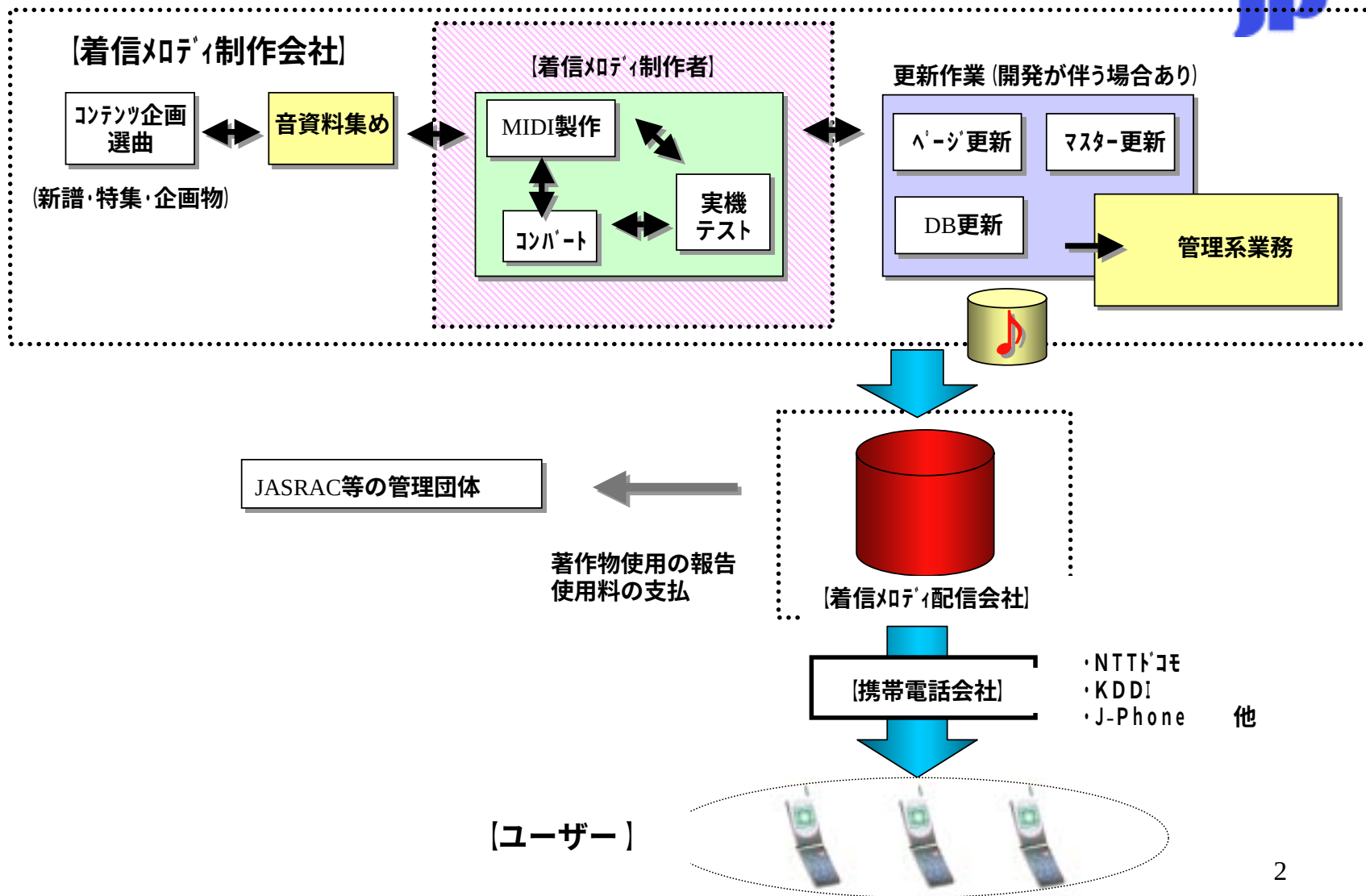


着信メロディ事業におけるビジネスモデル・ 契約モデルのご説明

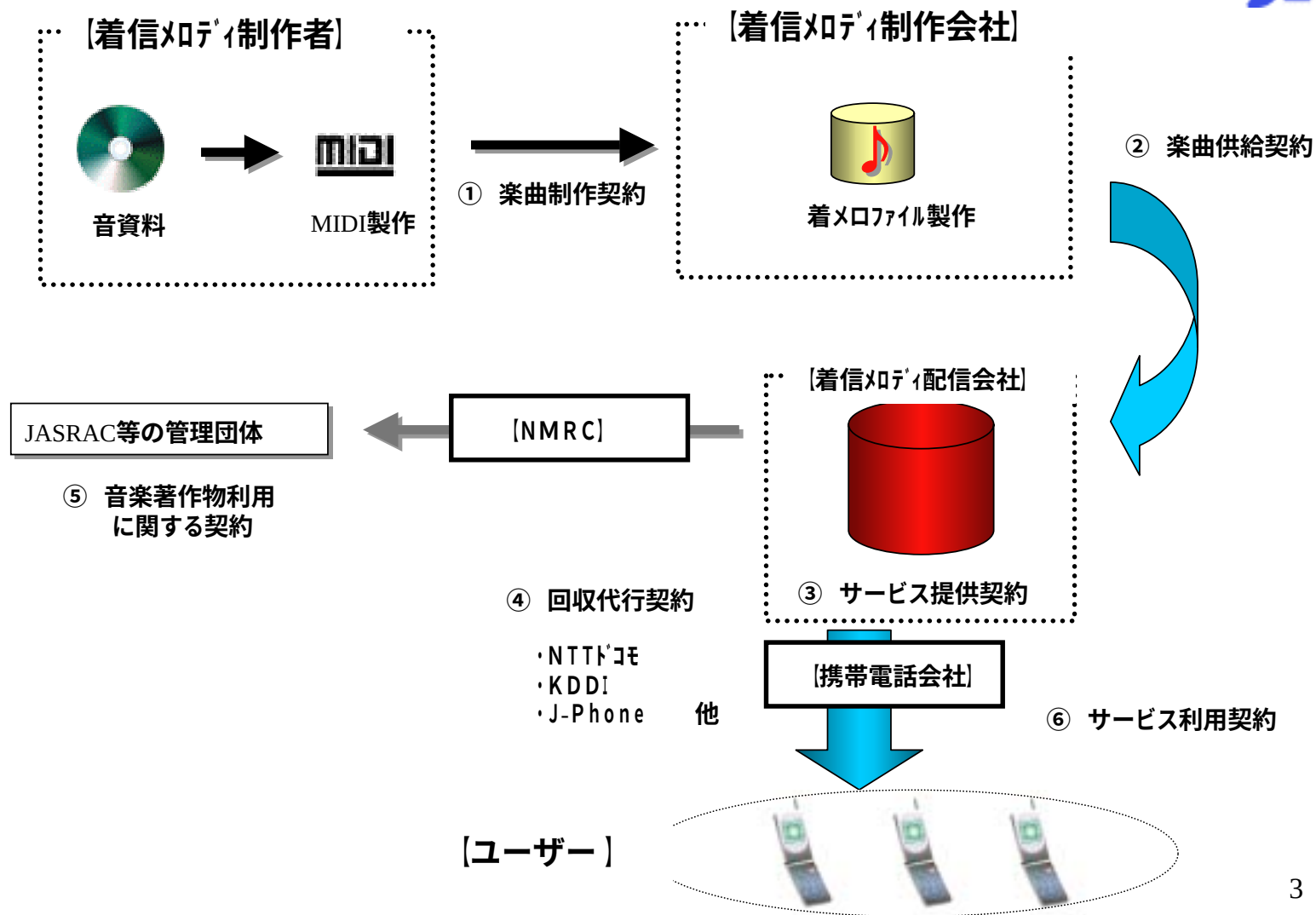
平成14年7月29日

株式会社ミュージック・シーオー・ジェーピー
取締役会長 佐々木隆一

◇業務から見た流れ



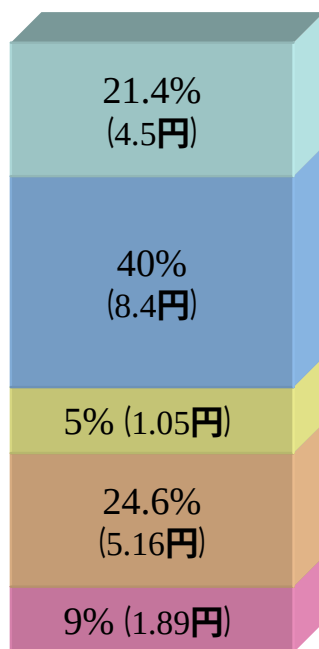
◇契約から見た流れ



◇分配モデル

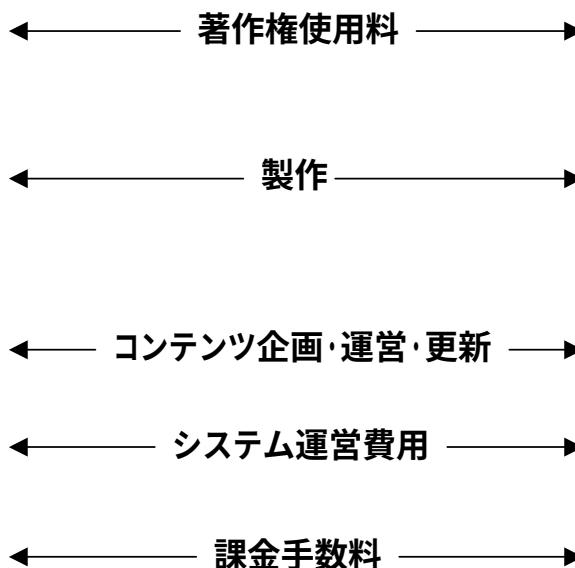
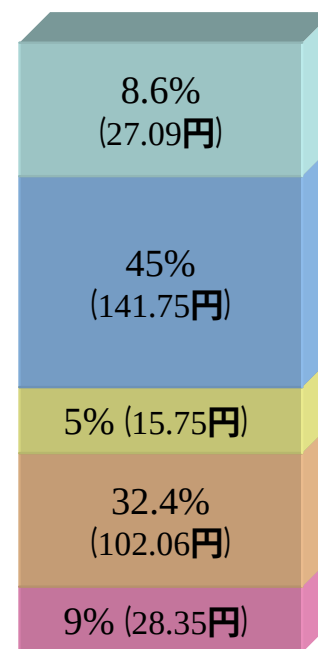
①ファイル課金モデル

Ex. 20円 / 1曲 (消費税込み21円)
月40万DL想定



②月額会員モデル

Ex. 月額 300円 / 12曲
(消費税込み315円)
平均DL数 6曲 会員10万人想定



◇契約の役割と内容 その1

①楽曲制作契約 (ファイル買取方式) 着信メロディ制作者⇄着信メロディ制作会社

<役割>

着信メロディ制作会社が着信メロディ制作者に着信メロディ用MIDIファイルの制作を委託する際の諸条件を定める

<内容>

委託業務の条件・履行、成果物の納入

成果物に関する権利の帰属 (着信メロディ制作会社に帰属)

対価の支払

※ロイヤリティ支払型もあり

②楽曲供給契約 (ロイヤリティ支払型) 着信メロディ制作会社⇄着信メロディ配信事業者

<役割>

着信メロディ制作会社の作成した着信メロディファイルを配信事業者に対し供給し、配信事業者が当該着信メロディを利用する際の契約条件を定める

<内容>

着信メロディ制作会社の作成した着信メロディファイルの利用許諾

着信メロディマスターに関する権利の帰属 (着信メロディ制作会社に帰属)

利用状況の報告、対価の支払

※ファイル買取方式もあり

◇契約の役割と内容 その2

③サービス提供契約(公式サイト) 着信メロディ配信事業者⇄キャリア(携帯電話会社)

<役割>

配信事業者の提供するサービスをキャリアの公式メニューに掲載する為の諸条件を定める

<内容>

キャリアは配信事業者のサイト名称をメニュー画面に表示し、端末のユーザーIDを配信業者に送信する

配信事業者はキャリアの定める仕様書、その他の条件を遵守する

配信事業者はコンテンツが第三者の権利を侵害せず、適法なものであることを保証する

④回収代行契約 着信メロディ配信事業者⇄キャリア(携帯電話会社)

<役割>

キャリアが配信事業者に代わり、情報料をユーザーに対し請求し回収代行する際の契約条件を定める

<内容>

キャリアが配信事業者に代わり、情報料をユーザーに対し請求し回収代行する

請求にかかわらず情報料が回収できない場合、キャリアはその責を負わない

配信事業者はキャリアに対して回収代行手数料を支払う

⑤音楽著作物利用に関する契約 音楽著作権管理団体⇄着信メロディ配信事業者

<役割>

音楽著作権管理団体が管理する音楽著作物のインタラクティブ配信における利用方法について定める

<内容>

配信事業者は管理著作物の利用に際し、利用申請、利用状況の報告、著作物使用料の支払を行う

管理著作物の利用にあたり、著作人格権、肖像権その他の権利の侵害となる行為の禁止

◇契約の役割と内容 その3

⑥サービス利用契約 着信メロディ配信事業者⇄一般利用者

<役割>

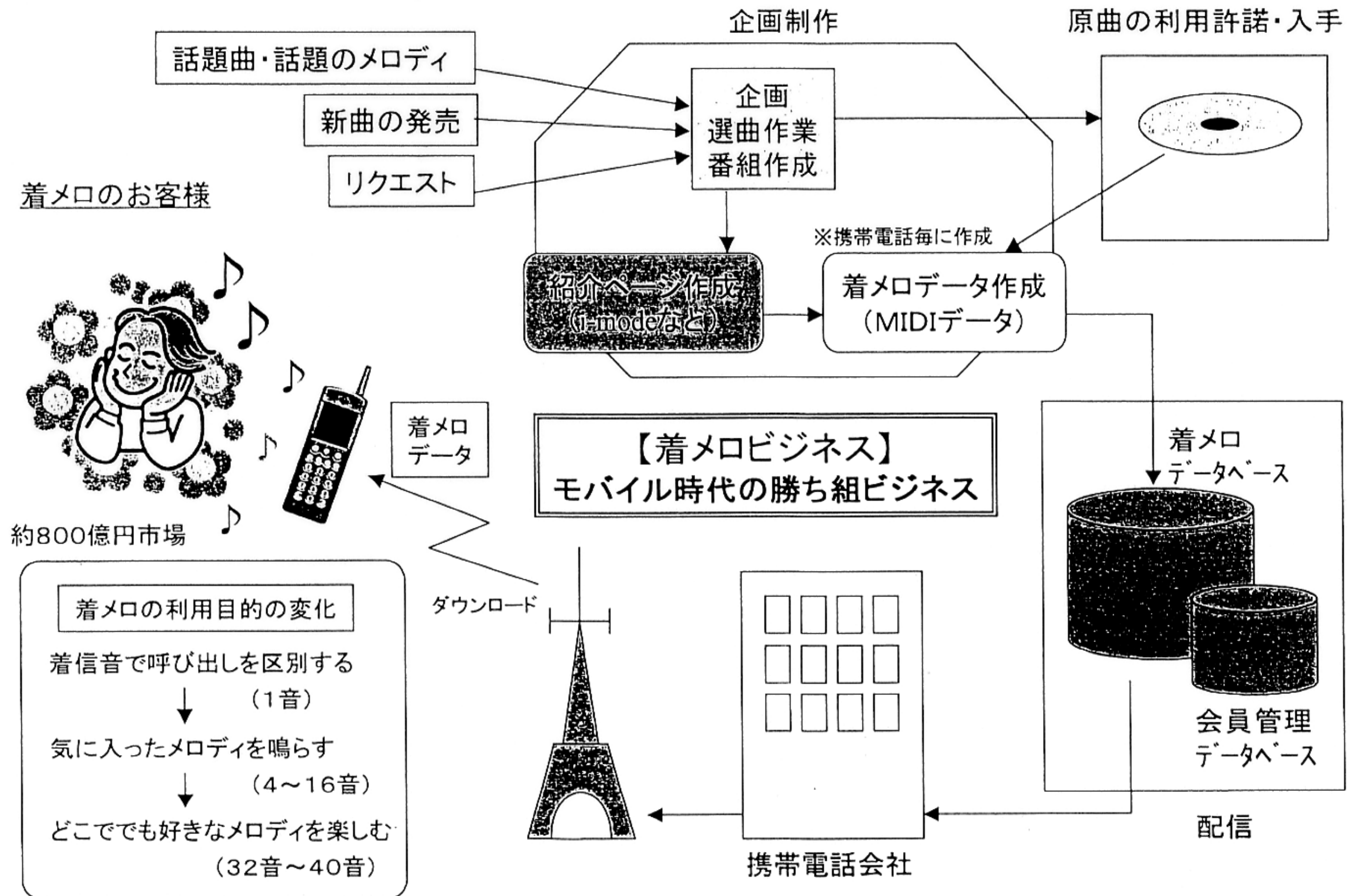
配信事業者が提供するサービスを一般利用者が利用する際の制限、責任範囲、契約条件を定める

<内容>

コンテンツ利用許諾

サービス利用料の支払義務

「着メロ」ビジネスの仕組み



「着メロ」利用料の流れ

